各位

会社名日立キャピタル株式会社代表者名執行役社長 三浦 和哉(コード番号:8586・東証第一部)問合せ先責任者経営企画部長 畠山 真和<br/>(TEL:03-3503-2118)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 58 回 定時株主総会に定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに責任限定契約の締結が可能となった非業務執行取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるように、当社定款第22条(取締役の責任免除)第2項の規定を変更するものです。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

	(1) 別で打した即力は及入回力でかしよう。 7
現行定款	変 更 案
第 22 条(取締役の責任免除)	第 22 条(取締役の責任免除)
1. (条文省略)	1. (現行どおり)
2. 当会社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法 第 423 条第 1 項の <u>社外取締役</u> ( <u>社外取締</u> <u>役</u> であった者を含む)の損害賠償責任に つき、同法第 427 条第 1 項の規定により、 同項に定める最低責任限度額を限度とす る契約を締結することができる。	2. 当会社は、 <u>取締役(業務執行取締役等を除く)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の取締役( <u>取締役</u> であった者を含む)の損害賠償責任につき、同法第 427 条第 1 項の規定により、同項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 : 平成 27 年 6 月 23 日定款変更の効力発生日 : 平成 27 年 6 月 23 日

以上